

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)				
②名称	Ministry of Energy, Commerce and Industry Department of Registrar of Companies and Official Receiver				
③所在地	Corner Makarios Av. and Karpenissiou str., CY-1427 Nicosia				
④連絡先	(電話) (357 22) 40 43 01/ 02 (FAX) (357 22) 30 48 87 (E-mail) deptcomp@drcor.gov.cy (internet) https://www.intellectualproperty.gov.cy/gr/				
⑤組織の長	Registrar of Companies and Official Receiver: Ms. Irene Milona-Chrysostomou				
⑥沿革	<p>(1) キプロスにおける知財制度は、1911年に商標部門が、次に1921年に特許部門が創設された。</p> <p>(2) 1945年に企業、共同経営会社、企業名、商標、特許に関する部門が、関税部門に移管された。</p> <p>(3) 1960年に、通商産業省の下に公式の受付及び登録官の部署が組織され、この部署は1990年に企業登録官・収益管理人の部署(Department of Registrar of Companies and Official Receiver)に名称が変更された。</p> <p>(4) 特許法は、1998年法律第16(I)号で大きな改正が行われ、その後、この1998年法律第16(I)号は2006年法律第122(I)号により改正され、2006年7月23日から施行されている。</p> <p>(5) 意匠法は、2002年法律第4(I)号で大きな改正が行われ、その後、この2002年法律第4(I)号は2006年法律第119(I)号により改正され、2006年7月28日から施行されている。</p> <p>(6) 商標法は、1990年法律第206号で大きな改正が行われ、その後、この1990年法律第206号は2006年法律第121(I)号により改正され、2006年7月28日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、企業名				
⑩加盟条約	WIPO 1984/10/26	ベルヌ 1964/2/24	ブリュッセル PLT	フィルム登録 1993/9/30	マドリッド(原産地表示) ローマ 2009/6/17
	ナイロビ(オリンピック) 1985/8/11	パリ 1966/1/17	ワシントン 1997/4/17	レコード保護 WCT(著作権) 2003/11/4	WPPT(演奏及びレコード) 2005/12/2
	シンガポール	TLT 1997/4/17	ワシントン	WCT(著作権) 2003/11/4	WPPT(演奏及びレコード) 2005/12/2
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト			リスボン
			ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章) 2003/11/4	マドプロ 2003/11/4	PCT 1998/4/1	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/7/30		

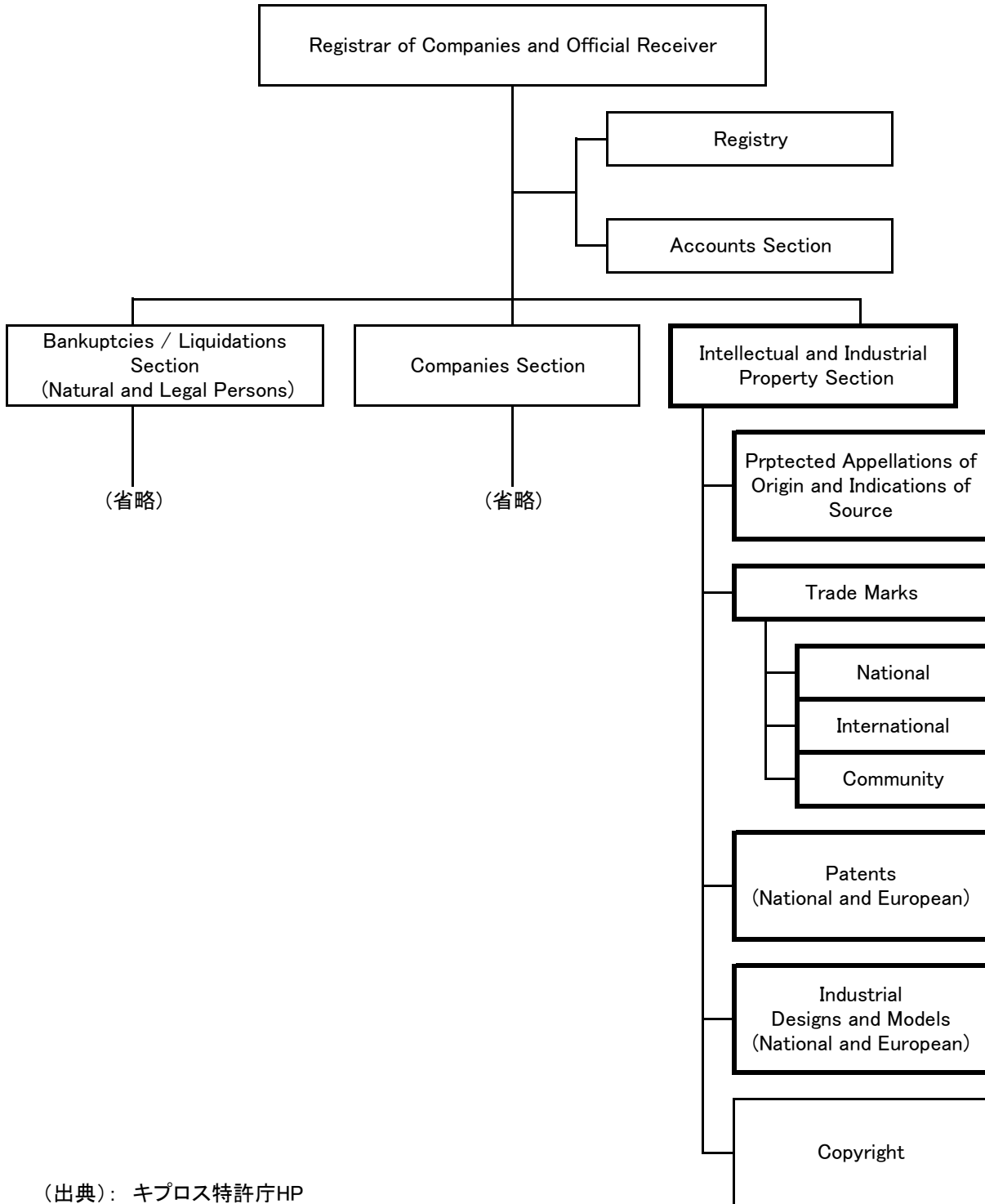
①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	5	3	3	7
		(内 外国出願)	1	1	2	2
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	17	13	8	16
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	2,228	2,318	2,640	626
		(内 外国出願)	1,139	1,008	1,067	614
		(内 日本から)	14	7	17	2
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1			1
		(内 外国出願)				1
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	8	13	8	15
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	1,970	2,192	2,738	650
(内 外国出願)		1,361	1,006	1,134	641	
(内 日本から)		20	10	11	4	
(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

Republic of Cyprus (CY)
(キプロス共和国)

⑫ 組 織

<組織図> キプロス特許庁は商務省・産業及び運輸局(Ministry of Commerce, Industry and Tourism)の下部組織である。



(出典): キプロス特許庁HP

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2006年7月23日施行(2006年法律第N.122(I)号) (注)2006年法律第N.122(I)号は条文(英文)未入手のため、従前の1998年法律No.16(I)により解析した。
	③地理的効力の範囲	キプロス国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑦出願言語	ギリシャ語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第26条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第6条(1)(2))
	⑩グレース・ピリオド	
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美術的創造物 (3) 計画、精神的行為を行い、ゲーム又は事業を行うルール及び方法 (4) コンピューター・プログラム (5) 情報の提供 (6) 発明の公開及び利用が公序良俗に反するもの (特許法第5条(2)(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第21条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第25条)
⑯異議申立制度の有無	有。 (特許法第51条(2),第52条(1))	
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に何人も提訴することができる。 (特許法第44条)	
⑱実施義務	有。4年。特許付与日から4年間の不実施は、不使用取消の対象となる。 (特許法第49条(1))	

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)							
⑱費用 単位 CYP (キプロスポンド)	[出願から登録までに掛かる費用]							
	出願料		50 CYP					
	登録料		65 CYP					
	[特許権維持に掛かる費用]							
	年金							
	3年次		25 CYP		11年次 100 CYP		19年次 300 CYP	
	4年次		30 CYP		12年次 120 CYP		20年次 330 CYP	
	5年次		40 CYP		13年次 140 CYP		21年次 350 CYP	
	6年次		50 CYP		14年次 160 CYP		22年次 370 CYP	
	7年次		60 CYP		15年次 180 CYP		23年次 390 CYP	
	8年次		70 CYP		16年次 210 CYP		24年次 410 CYP	
	9年次		80 CYP		17年次 240 CYP		25年次 430 CYP	
10年次		90 CYP		18年次 270 CYP				
㉔料金減免措置 の有無	無。							
㉕ PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。(キプロスにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。)							

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2006年7月23日 (2006年法律第N.119(I)号) (注) 2006年法律第N.119(I)号は条文(英文)未入手のため、従前の1993年法律No.18(I)により解析した。
	③地理的効力の範囲	キプロス国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑦出願言語	ギリシャ語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年を単位として最高4回更新することができる。
	⑨新規性の判断基準	共同体内公知、共同体内刊行物 (欧州議会指令98/71/EC)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は公開日から12月。 (1) キプロス又はEU内における出願日又は優先権主張日前の通常のビジネスにおける意匠の創作の開示 (2) 創作者又は承継人による、又は創作者又は承継人の同意を得た第三者による出願日又は優先権主張日前の12月以内の意匠の開示 (3) 創作者又は承継人の権利濫用の結果として、出願日又は優先権主張日前の12月以内の意匠の開示
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 意匠の定義に適合しない意匠 (2) 独自性を欠く意匠 (3) 公序良俗に反する意匠
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(キプロスはロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から30月を超えない期間内で出願の公開を延期することができる。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は、裁判所へ提訴することができる。

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)																	
	②③登録表示義務	無。登録表示の義務はないが、登録表示を行うことが推奨される。																
	④費用 単位 CYP (キプロスポンド)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="438 376 1390 443"> <tr> <td>出願料</td> <td>50 CYP</td> </tr> <tr> <td>印刷料</td> <td>40 CYP</td> </tr> </table> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="438 568 1390 770"> <tr> <td colspan="2">存続期間更新料</td> </tr> <tr> <td>最初の5年間</td> <td>30 CYP</td> </tr> <tr> <td>第2回目の5年間</td> <td>50 CYP</td> </tr> <tr> <td>第3回目の5年間</td> <td>80 CYP</td> </tr> <tr> <td>第4回目の5年間</td> <td>100 CYP</td> </tr> <tr> <td>第5回目の5年間</td> <td>150 CYP</td> </tr> </table>	出願料	50 CYP	印刷料	40 CYP	存続期間更新料		最初の5年間	30 CYP	第2回目の5年間	50 CYP	第3回目の5年間	80 CYP	第4回目の5年間	100 CYP	第5回目の5年間	150 CYP
出願料	50 CYP																	
印刷料	40 CYP																	
存続期間更新料																		
最初の5年間	30 CYP																	
第2回目の5年間	50 CYP																	
第3回目の5年間	80 CYP																	
第4回目の5年間	100 CYP																	
第5回目の5年間	150 CYP																	
	⑤料金減免措置 の有無	無。																

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2006年7月28日 (2006年法律第N.121(I)号) (注) 2006年法律第N.121(I)号は条文(英文)未入手のため、従前の1990年11月19日施行(Cap. 268)により解析した。
	③地理的効力の範囲	キプロス国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、三次元商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章を使用する者 (商標法第19条(1))
	⑧権利付与の原則	先使用主義 (商標法第19条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑪出願言語	ギリシャ語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から7年で更新、以降は14年ごとに更新できる。 (商標法第22条(1))
	⑬「グレースピリオド」	
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第13条、第14条) (1) 欺瞞や混乱を生じさせる標章 (2) 法又は道徳に反する標章 (3) 中傷的な標章 (4) 他の商標に同一又は類似する標章
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第19条(2))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は方式要件を満たしていると、公報により公告(公開)される。 (商標法第20条(1))
㉒異議申立制度の有無	有。何人も公開日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第20条(2))	
㉓無効審判制度の有無	有。 (商標法第33条(1))	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。 (商標法第28条)	

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)	
	②⑤商標分類	国際分類(ニース分類、第10版)を採用している。(ニース協定には未加盟)
	②⑥図形要素の分類	無。
	②⑦ 譲渡要件	無。商標は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第24条(1))
	②⑧ 費用 単位 CYP (キプロスポンド)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 15 CYP(1マーク、1分類) 15 CYP(同マーク、1超の各分類につき) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 40 CYP
	②⑨ 料金減免措置 の有無	無。